令和5年度 調布市立第八中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止に関する法令等

- 日本国憲法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本 方針
- ・調布市いじめ撲滅の手引き
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策 委員会」設置実施要領
- 学校経営方針

等

目指す生徒像

- 主体的・対話的で深い学びを通して、自ら考え行動できる生徒
- 人権教育及び道徳教育を重視し、思いやりがあり心豊かな生徒
- 学校行事・部活動・キャリア教育を通して、心身ともにたくましい生徒

いじめ防止等に関する学校の目標

- いじめを許さぬ気風を醸成しお互いを認め合う心の居場所のある学級を作る。
- 指導体制の確立と誰もが親身に話を聞く職員集団を作る。心に響く指導
- 保護者や地域と連携し思いやりや社会に貢献しようとする心を育てる。
- 月に1回のいじめアンケートを実施し、いじめの疑いがある生徒には、必ず面談を実施し指導にあたる。
-) 生徒一人一人を見て、些細な暴言・暴力を見逃さず指導にあたる。

〇目標策定の方針

生徒の実態

・素直で素朴さを感じさせる生徒が多く、生活面での乱れはなく。学校生活は落ち着いている。学区外からの生徒が多く、全体の4割近くを占めている。地元の小学校になじめず、進学を機に本校を選択しており、不登校や特別な支援を必要とする傾向が強い。通級教室には、全校生徒の1割にあたる生徒が在籍している。

保護者の願い

・自立した生活と行動,心やさしい円滑な人柄,命の尊さや自然の美しさなどに感動できる心を持つ生徒。 対策の基本方針

・いじめ早期発見のための事前防止的 危機管理体制の確立を目指す。

○教職員の指導力の向上

- ・ 人権感覚の練磨
- ・体罰の否定
- 教育相談的援助
- ・年3回のいじめに関する研修
- ・年3回のいじめに関する授業
- ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引等の資料を

○学校の組織的対応

- 校内いじめ防止対策委員会の 設置
- ・全教職員による情報共有
- ・定期的なアンケートにより、 生徒の実態を把握(3年間保 管)

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】

- ・いじめ防止等の対策のための「校内組織」の構築(学校いじめ相談窓口、いじめ防止対策委員会(校長・副校長・生活指導部・スクールカウンセラー・養護教諭・担任)、特別支援教育校内委員会)
- ・組織の生徒・保護者・地域への周知方法

(保護者会,学校便り,生活アンケートの結果,学校ホームページ 等)

• いじめ防止の観点から働きかける指導内容

(「かけがえのない存在」という思い、いじめ問題への深い認識と広い知識、心理的事実を見抜く洞察力、すこやかな感性、相手の立場に立った共感的理解、人間関係の把握 等)

インターネットを通して行われるいじめに対する対策について

(技術科の指導における情報モラル教育の充実,セーフティ教室による全校指導の充実,外部講師を招いた講演会の実施,保護者への早期情報提供と注意喚起,SNS 学校ルールの作成と活用・保護者への喚起)

・生徒会による啓発活動(朝礼での人権講話,あいさつ運動,募金活動 等)

【早期発見】

- ・全教員による情報共有,校内巡回等を通した子どもの見守りの強化
- ・生活指導主任会での情報共有と対策の共有
- ・定期的に子どもとの二者面談を実施(毎月のアンケート調査)
- ・スクールカウンセラーとの全員面接(1学年、他学年)
- ・DVD を活用し、全校に対する SOS の出し方指導

具体的ないじめへの対応(早期発見,重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容(いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合)

①実態把握の観点

- 被害の様態
- ・被害の状況
- ・集団の構造
- ・いじめの動機と背景
- ・被害生徒の状況
- ・加害生徒の状況
- 保護者や職員等の現状把握の状況
- ・他の問題行動との関連
- ・他の課題との関連

②指導・支援の基本姿勢

・学校いじめ相談窓口の設置 (副校長・生活指導部・スクール カウンセラー・養護教諭・担任)

・いじめ防止対策委員会の設置

(校長・副校長・生活指導部・スクールカウンセラー・養護教諭)

• 取組内容

教育相談体制の確立・強化 保健室, SCとの連携・全員面接 学年, 分掌の連携強化 いじめ問題の研修実施

③<被害児童・生徒の支援>

- ・実感をもてる支援
- ・目に見える対応
- ・ 人間関係の改善充実
- 課題解決への援助

<加害児童・生徒の指導>

- ・心理的な責任を果たさせる
- ・法的責任を果たさせる

○スクールカウンセラーと の連携

- 生活指導部会に参加し連携 を強化
- ・SOS 出し方指導での協力
- ・1 学期中の1年生全員面接 と,2 学期中の他学年生徒 面接
- 担任を含めた状況把握と指導状況の確認

〇保護者・地域との連携

- ・保護者会の工夫
- ・三者面談の充実
- 学校便り等の配布
- PTA委員会との連携
- ・地域学校共同本部との連携
- ・保護者との合同行事
- スクールカウンセラー等の 紹介

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」 と判断された場合の手順



- ①教育委員会へ報告をし, 教育委員会が設置する 組織と連携・協力をす る。
- ②被害の児童・生徒への 緊急避難措置の検討, 実施, SC の派遣
- ③加害の児童・生徒への 懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容(教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携

連携機関⇒(指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等)

指導・援助の基本姿勢確認,緊密な連携体制の確立,本人への支援方法を助言,協働事項の確認,関係機関の教示等





年間指導計画												
	4月 5.	月 6月	7 月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	英) あいさつ	英)異文化理解	体育)心學	身の発達と心の	の健康		技》)情報モラル	技	家)誰もが安	党心して	
各教科	家) 家庭と家族	社)身分	制度・人権の質	尊重と日本国籍	憲法	12	体育)人との	関わり 欲求の	ヒストレス	暮らせる	る住まい	
総)認知症サポーター講習(2年) 総)普通救命救急講習(3年)												
生活指導	(いじめの定義指: 生活アンケート		月間(いじめ) - 生活アンケ-		生活コング			間(いじめ防」 生活アンケ ⁻		生活アンケー	_	
	生活アンケート SOS の出し方指導 セーフティ教室 いのちと心の教育月間							1 -				
学校行事	始業式•入学式	体育祭	終業式 修	学旅行 始業	式 職場体團	全 合唱 二	コン	終業式	始業式	学習発表会	左業卒	
	市防災教育の日							移動			修了式	
特別活動	集団生活のルール・諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・男女の協力・人間関係の確立・性的発達への適応・将来設計											
道徳科	基本的生活習慣・	誠実・責任感・思り	ハやり・友情	• 異性理解 • 9	寛容の心・生	三命尊重・引	引さの克服・	正義・集団生活	舌の向上・雰	愛校心・人間愛	ST S	
家庭•地域	全校保護者会 全校保護者会					全校保護者会				全校份	全校保護者会	
	(あいさつ運動)	つ運動) 学校生活アンケート				学校生活アンケート						